

# 相続税の免除届出書

税務署  
受付印

令和 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日に\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 農業相続人 との続柄 \_\_\_\_\_

〒  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 農業相続人 との続柄 \_\_\_\_\_

〒  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 農業相続人 との続柄 \_\_\_\_\_

〒  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 農業相続人 との続柄 \_\_\_\_\_

〒  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 農業相続人 との続柄 \_\_\_\_\_

〒  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 農業相続人 との続柄 \_\_\_\_\_

記

平成 \_\_\_\_年分 相続税

免除を受ける相続税の額 \_\_\_\_\_円

相続税の一部免除の場合

1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）

（納税猶予分の相続税額）      （贈与分の農業投資価格超過額）      （免除額）  
\_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_円 = \_\_\_\_\_円

〔相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額〕      〔100円未満は切り捨ててください。〕

2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）

（納税猶予分の相続税額）      市街化区域内農地等（一定のもの<sup>(88)</sup>を除く）である特例農地等の取得の  
時における農業投資価格超過額      市街化区域内農地等（一定のもの<sup>(88)</sup>を除く）である特例農地等  
について既に措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額  
〔 \_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_円 〕 - \_\_\_\_\_円

〔相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額〕

（免除額）

= \_\_\_\_\_円（100円未満は切り捨ててください。）

（※）上記の一定のものについては、裏面2（4）（※）を参照してください。

※欄は記入しないでください。

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 関与税理士 |  | 電話番号 |  |
|-------|--|------|--|

|   |       |    |       |
|---|-------|----|-------|
| ※ | 猶予整理簿 | 検算 | 整理簿番号 |
|   |       |    |       |

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「令和 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ 免除事由が上記1の(1)の場合

例えば「令和〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」

ロ 免除事由が上記1の(2)の場合

例えば「令和〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ 免除事由が上記1の(3)の場合

例えば「令和〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

- (2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。
- (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
- (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。

イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの<sup>(※)</sup>を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

(※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。

- ① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合

田園住居地域内にある農地（措置法第70条の4第2項第4号ロ）又は地区計画農地保全条例制限区域内農地（措置法第70条の4第2項第4号ハ）であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等

- ② ①以外の場合  
都市営農農地等